

○内閣府告示第七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 名寄市
- 二 構造改革特別区域の名称 日本最北のワイナリー創生・名寄（なよろ）ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 名寄市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大町市及び安曇野市並びに長野県北安曇野郡池田町
- 二 構造改革特別区域の名称 北アルプス・安曇野ワインバレー特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大町市及び安曇野市並びに長野県北安曇野郡池田町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山口県大島郡周防大島町
- 二 構造改革特別区域の名称 周防大島ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山口県大島郡周防大島町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北九州市
- 二 構造改革特別区域の名称 台地が醸す夢のワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北九州市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 浦添市
- 二 構造改革特別区域の名称 浦添市子育て応援保育士確保特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 浦添市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）